

推計に当たっての留意点

1 実績値の整理

- 予備的な推計を行った保険者においては、地域密着型サービス及び居宅サービスの利用者数、利用回(日)数を介護保険事業状況報告システムの保守サイトに掲載されたデータと置き換える。
(注)予備的推計の時に整理した平成24年度及び平成25年度の施設サービス利用者数とサービスの種類ごとの給付費は、そのまま利用可能。

2 要介護認定者数の推計

- 保守サイトに掲載される過去の認定者数(平成24年度と平成25年度の推計に活用する月末時点の認定者数)が、既に公表されている月報値よりも高めに出ている場合には、補正してから推計に活用。
- 平成26年度の認定者数は、保険者が推計に活用する月末時点の認定者数が出るまで、随時更新する。
- 介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行については、認定者数を減らす調整ではなく、それぞれのサービスの利用者の推計の際に、移行による給付対象者の減を見込むことで対応する。

3 施設・居住系サービスの推計

- 自然体推計をそのまま入力するのではなく、分析例も参考に各保険者の施設・在宅サービスの充実の方向性を検討した上で、第6期期間中及び平成32年度、平成37年度の利用者数を入力する。
- 参考値で出している長期推計の自然体推計(特養・老健)について、平成32年度及び平成37年度は、平成29年度の利用率で伸ばしていることから、特に都市部では高めと思われるため、施策反映の検討に当たっては注意する。
- 平成37年度の推計結果を見て、利用者数の伸びの妥当性等を検証し、代替する他のサービスの必要性・確保・普及方策等を検討する。

4 在宅サービスの推計

- 自然体推計をそのまま入力するのではなく、分析例も参考に各保険者の施設・在宅サービスの充実の方向性を検討した上で、第6期期間中及び平成32年度、平成37年度の利用者数を調整する。
- この際、重度の方や認知症の方などの増加を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス、小規模多機能型居宅介護などの整備を進めるため市町村で公募指定を行う等事業者への働きかけも含めて検討する。
- 自然体推計は、数が少ないサービスや、社会状況の変化による各サービス間の需要の変化(単身・高齢者のみ世帯の増加に伴う訪問系サービスのニーズの増加、レスパイト需要の変化等)が見込めないため、各市町村でこういった観点を必ず勘案する。

4 在宅サービスの推計(つづき)

- 平成37年度の推計結果を見て、利用者数等の伸びの妥当性を検証し、代替する他のサービスの必要性・確保・普及方策等を検討する。
- 利用回(日)数については、回(日)数の実績が急速に伸びたサービスにおいては、長期推計で一人1月当たり給付費が要介護度ごとの基準限度額を上回るなど過剰な推計結果となる場合がある。
そのような場合は、保険者においてC3-(3)において適切な利用回(日)数とするよう調整する。
- 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行計画を踏まえ、移行する要支援利用者数は減らす。

5 地域支援事業費

- 総合事業については、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行の計画を踏まえ、移行する利用者に見合った事業費の増加分を見込む。
- 包括的支援事業については、地域包括支援センターの体制整備、医療介護連携や認知症施策、生活支援サービスの体制整備に係る事業が新たに位置づけられることを踏まえ、事業費を見込む。

6 将来の保険料の推計

- 平成32年、平成37年の保険料基準額を推計したところで、その水準、内訳、構成比等を確認し、現在の水準等と比較した上で、在宅サービス、施設・居住系サービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備の方針等について、検証・見直しを行い、目指すべき水準を設定する。
- 第6期の保険料基準額を推計し、その水準、保険料収納必要額(月額)の内訳、構成比を確認し、現在の水準等と比較しつつ、在宅サービス、施設・居住系サービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備の方針等について、検証・見直しを行う。
また、平成32年、平成37年の水準等と比較し、平成37年に向けて取組を進める中での第6期における取組の位置付けを整理した上で、第6期の保険料基準額を確定する。

7 その他

- 介護報酬改定等の内容が固まった段階で、改定等の影響を調整する。
- 小規模な保険者においては、認定者数や利用者数の自然体推計値は大幅に増減することがあるため、そのような場合は、自然体推計にとらわれず必要に応じて現実的な推計値に調整する。

保険料算定に必要な諸係数について

各保険者において第6期保険料を算定するに当たって必要となる諸係数については、以下のとおりとする。

①第2号被保険者負担率…(介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令(平成10年政令第413号)第5条)

平成27年度から29年度までの第2号被保険者負担率 → 28% (第1号被保険者の負担率は22%)

②財政安定化基金拠出率…(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成11年厚生省令第43号。以下「納付金省令」という。)第4条)

平成27年度から29年度までの財政安定化基金拠出率 → 100,000分の39

ただし、財政安定化基金積立残額を勘案し、各都道府県が設定する拠出率については、「0」となることを想定している。

③保険料の収納下限率…(納付金省令第1条)

保険料の収納下限率については、これまでと同様に、被保険者の規模に応じて以下のとおりとする。

- ・第1号被保険者数が1千人未満 94%
- ・第1号被保険者数が1千人以上1万人未満 93%
- ・第1号被保険者数が1万人以上 92%

※ 計画期間における第1号保険料の収納率(注)が上記収納下限率を下回る場合、下回った分の保険料収納不足額については、最終年度の財政安定化基金からの交付・貸付事業の対象とはならないことから、第5期計画期間において財政安定化基金から既に貸付を受けている市町村、又は今後受ける可能性のある市町村にあつては、特に留意されたい。

注: 計画期間の初年度の4月1日から最終年度の11月30日までの保険料納期に納付すべきものとして賦課された保険料の調査決定済額のうち、最終年度の11月30日現在において収納された額の割合。

④基準所得金額…(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条)

第6期の第1号介護保険料については、標準段階をこれまでの6段階から、標準9段階に見直しを行うこととしており、新第7段階以上の所得の基準である基準所得金額については、平成26年10月23日付け事務連絡を参照。

⑤後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数に係る数値

…(介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成12年厚生省令第26号)第5条及び第6条)

後期高齢者加入割合補正係数は、平成26年10月23日付け事務連絡で依頼した調査結果を踏まえて別途お示しする。
所得段階別加入割合補正係数は、平成26年10月23日付け事務連絡を参照。